

令和7年度柏市地域猫活動登録申請のためのてびき

柏市では、飼い主のいない猫を適正に管理する活動（以下「地域猫活動」という）を支援し、登録した個人または地域猫団体が管理する猫について不妊去勢手術の費用を一部助成しています。助成を受けるためには、柏市地域猫活動の登録申請を行い承認を受ける必要があります。

※不妊去勢手術助成金交付の詳細については「令和7年度柏市猫の不妊去勢手術助成金交付のためのてびき」をご参照下さい

活動のルールづくり（地域猫団体の場合）

地域猫を管理する方々で、役割分担やローテーション及び日程を決め、無理なく活動が継続できるよう体制を作ります。複数年に渡る管理になりますので、体制は特によく考えましょう。

また、トラブルや問題が生じた場合を考慮し、飼育管理者の中で代表者を決めておくようにしましょう。苦情や意見は真摯に受け止め、記録として残しておくのと後で役に立ちます。

地域の合意

地域猫活動の実施のためには周辺住民の理解が必要であり、特に自治会等との合意は重要です。まず、周辺の人々に趣旨や活動ルールを説明し、理解を得たうえで活動しましょう。十分な理解が無いと、トラブルの原因にもなりかねません。話し合いを行う際は、実際に活動を行う人、自治会、猫が苦手な方、猫の管理に反対な方も含めるのが理想的です。事前に各関係者が集まり、現在の状況について確認しあったうえで、その活動で問題解決が図れるのか検討するのも良いでしょう。

不妊去勢手術の実施

地域猫活動に不妊去勢手術は不可欠です。オス・メスとも発情前に行うことで、問題行動や病気の予防効果が高まります。

飼い主のいない猫の寿命は内猫と比べて短いため、地域の飼い主のいない猫すべてに不妊去勢手術を行えば、比較的短い期間でその地域の飼い主のいない猫が居なくなることになります。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術は、猫の捕獲が予定通りにいかないことがあります。なお、事前に活動に理解のある動物病院へ協力を依頼しておくことも、活動のうえで重要です。

地域猫は匹数が多いこともあり、捕獲は一回では完了しません。不妊去勢手術実施猫と未実施猫を区別するため、耳カットを行いましょう。

地域猫活動登録申請のための条件

地域猫活動登録申請の条件は以下のとおりです。内容をよく読んで確認のうえ、登録申請をするようにしましょう。

- (1) 申請者は、適正な地域猫活動を行う個人または団体（以下「申請者」という。）であること。
- (2) 地域猫活動の対象となる猫（以下「対象猫」という。）の生息地は柏市内であること。
- (3) 申請者は、自らの手で対象猫を保護し、不妊去勢手術を行うこと。手術実施後は、保護したもとの場所に戻すこと。また、関係者から手術に係る費用を受け取らないこと。
- (4) 申請者は、対象猫のエサ場、トイレ設置場所等、対象猫に関連する場所の清掃・管理を行うこと。また当該場所が自己が所有する敷地以外の場合においては、その土地の所有者等への了解を得ること。
- (5) 申請者は、地域猫活動を行う地域の周辺住民等に対し、活動の趣旨について十分に理解を得るとともに、継続的に周知活動を行うこと。
- (6) 申請者は、対象猫が手術済であることが外見から判断できるよう、手術と同時にオスは右耳、メスは左耳へのV字カットの処置を獣医師が実施することについて、了解すること。
- (7) 申請者は、不妊去勢手術を含む活動に伴って発生し得る責任問題等については、自ら解決することとし、本市は責任を負わないことを了解すること。
- (8) 申請者は、柏市から活動に関する問い合わせを受けた場合には速やかに報告すること。

地域猫活動登録申請の流れ（イメージ）

①活動の準備

活動に賛同する仲間（構成員）を集める／活動を始めようとする地域の、猫に関する問題を把握する

②事前周知

町会関係者や近隣住民に、活動の内容を周知(説明)し理解を得る

③活動のためのルールを決める

対象とする猫の決定／トイレ場所の決定／給餌方法の決定等

④地域猫活動登録申請

柏市地域猫活動登録申請の条件を満たすことを確認し、活動登録申請を行う

⑤市による現地確認

柏市担当者が、申請書類をもとに現地確認を実施

⑥承認

申請書類と現地確認結果を審査し、適正と判断した場合、承認（通知の郵送）

⑦活動の開始～継続

近隣住民の理解を得ながら対象猫を地域猫として適正に管理（トイレ・餌場の管理、不妊去勢手術実施等）

地域猫活動登録申請に必要な書類

上記①～③までの手順が完了したら、柏市地域猫活動登録申請の条件を満たすことを確認したうえで、以下書類3点をそろえて、地域猫活動の登録申請を行って下さい。

- 1 柏市地域猫活動登録申請書（第1号様式）
- 2 手術実施計画報告書（第2号様式）
- 3 口座振替払申出書

登録した内容に変更が生じた場合

登録した以下の内容に変更が生じた場合には、「柏市地域猫活動変更届（第4号様式）」にて、届出を行って下さい。

- (1) 代表者が変わったとき（団体のみ）
- (2) 住所や電話番号が変わったとき
- (3) 構成員が変わったとき（団体のみ）
- (4) 対象地域が変わったとき
- (5) 対象となる猫が変わったとき

登録の廃止について

以下の内容等で登録を廃止する場合には、「柏市地域猫活動廃止届（第5号様式）」にて、届出を行って下さい。

- (1) 地域猫活動を止めたとき。
- (2) その他、市長が届け出を必要と認めるとき。

注意事項

以下に該当する内容等があった場合には登録が取り消されます。

- (1) 申請者が提出した柏市地域猫活動登録申請書にある活動内容と著しく異なる不適切な内容で活動に取り組んでいると判断されたとき。
- (2) 申請者が提出した柏市地域猫活動登録申請書にある活動を一定の期間行っていないと判断されたとき。
- (3) 申請者が、申請条件を満たさなくなったとき又は団体が解散したとき。

申請・問い合わせ先

御不明点等ございましたら、御遠慮なくお問い合わせ下さい（平日 8:30～17:15）

柏市動物愛護ふれあいセンター 〒277-0924 柏市風早 2-4-3

TEL：04-7190-2828 FAX：04-7193-1211 E-mail：info-dbt@city.kashiwa.chiba.jp

(記入例：柏市地域猫活動登録申請書 表面)

(第1号様式)

令和〇年4月3日

柏市長 あて

住所 柏市風早2-4-3

ふりがな かしわ ねこ
氏名 柏 猫

電話番号 04-7190-2828

(団体にあつては代表者の)

柏市地域猫活動登録申請書

団体の場合には、お好きな団体名を決めて御記入下さい

代表者御本人の情報を再度御記入下さい

基準の規定により、次のとおり登録を申請します。

1 登録名称 (個人の場合は氏名)	柏 猫 / 動物ふれあいセンター 猫の会	
2 団体構成員 (記入欄が足りない場合は別紙に記入してください。) (個人の場合は記入不要)		
氏名	住所	電話番号
柏 猫	柏市風早〇-〇-〇	04-〇〇〇〇-〇〇〇〇
柏 猫丸	柏市風早△-△-△	04-△△△△-△△△△
柏 猫美	柏市風早□-□-□	04-□□□□-□□□□

同一世帯でない2名以上の方に、自筆で記入してもらって下さい。

(記入例：柏市地域猫活動登録申請書 裏面)

3 活動開始年月日	令和 ○ 年 4 月 10 日
4 主な活動内容	<p>例)</p> <ul style="list-style-type: none">・対象猫のエサ場，トイレの管理・対象猫の不妊去勢手術
5 対象地域 ・地区名等 ・主な所在地 ・自治会等名称 ・対象猫匹数	<p>風早地区，風早公園付近 ←例</p> <p>柏市風早2-4-3 ←主な所在地を記入</p> <p>動物愛護ふれあいセンター町会 ←わかる範囲で記入</p> <p>10匹</p>
6 周辺地図	
7 猫エサ場及び トイレ設置場所	

